

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成18年12月15日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 8 号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について
- 議案第10号 東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第13号 専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項

《付託陳情》

- 陳情第 9 号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等国への意見書採択を求める陳情
- 陳情第10号 障害者の福祉・医療サービス利用料の「応益（定率）負担」を見直すよう国へ意見書の提出を求める陳情
- 陳情第11号 介護保険制度改善・拡充のため国への意見書採択を求める陳情
- 陳情第12号 「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書採択を求める陳情

出席委員（7名）

委員長	林 一 雄	副委員長	柴 田 徹 也
委員	林 正一郎	委員	木 内 欽 市
委員	景 山 岩三郎	委員	向 後 悦 世
委員	伊 藤 保		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

副議長 高 木 武 雄

説明のため出席した者（２５名）

教 育 長	米 本 弥栄子	環 境 課 長	小長谷 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課 主 幹	加 瀬 恭 史	高齢者福祉 高 課 長	横 山 秀 喜
庶 務 課 長	在 田 豊	学校教育課長	多 田 清 司
生涯学習課長	花 香 寛 源		
そ の 他 担 当 職 員	16名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和		

開会 午前10時 1分

○委員長（林 一雄） おはようございます。

本日はお忙しい中、また足元の悪いところ大変ご苦労さまでございます。

ただいまより文教福祉常任委員会を開会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も残すところあと2週間足らずとなり、旭市でも8日から光の祭典としてスターライトファンタジーも開催され、各地にもイルミネーションで飾りつけた家庭もあります。大変目を楽しませていただいております。

こうした時期、朝、夕も気温も大分低くなり、天候不順が続いておりますが、皆様方には体温調整に注意をされていただきたいと思います。

今回、付託されました議案は5議案と陳情4件でございます。執行部の皆様方には、質疑に対し明快な答弁をお願いいたします。また、委員の皆様には慎重にご審議をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

着席をさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、高木副議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（高木武雄） おはようございます。

年末の何かとお忙しい中、文教福祉常任委員会を開催していただきましてまことにありがとうございます。

本日、付託されました補正予算を含む5議案と陳情4件の審査をいただくことになっております。数多くの案件でございますが、十分なる審議のほどよろしくをお願いいたしたいと思っております。

また、12月定例会も残すところあと1日となりました。20日の最終日には、皆様方のご協力をいただきまして、議事運営がスムーズに進みますようよろしくご協力のほどお願い申し上げます。簡単ではございますがあいさつにかえさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表し、米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

12月も半ばを過ぎまして、いよいよ押し詰まってまいりました。本当に時のたつのを早い
のを感じております。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部、関係各課を代表してごあいさつを申
し上げます。

文教福祉常任委員会の委員各位におかれましては、日ごろから市民生活にかかわりの深い
文教福祉の所管事項について大変ご指導、ご支援をいただいておりますことに感謝申し上げ
ます。

本日は、議会より付託されました5議案、議案第1号、議案第2号、議案第8号、議案第
10号、議案第13号と陳情第9号、第10号、第11号、第12号の4件について審査、調査してい
ただくことになっております。

質疑に関しましては、誠実にお答えすることをお誓い申し上げまして、ごあいさつといた
します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（林 一雄） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平
成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2
号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第8号、千葉県後
期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、議案第10号、東総衛生組合規約の一部
を改正する規約の制定に関する協議について、議案第13号、専決処分の承認についてのうち
本委員会所管事項についての5議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願
いをいたします。

社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（加瀬恭史） 平成18年度旭市一般会計補正予算について、社会福祉課所管の部分について補足説明申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

11ページをお開き願います。

11ページの一番上の国庫支出金、1目1節の社会福祉費国庫負担金314万7,000円は、身体障害者の車いすや義足等の補装具の給付金に対しまして、その2分の1が国から支給されるものであります。

次に、同じページの一番下にあります県支出金、2目1節の社会福祉費県補助金247万円は、重度心身障害者（児）の医療費の自己負担分を市が扶助費として支給しておりますが、その2分の1を県から助成されるものであります。

次の12ページをお願いします。一番下の欄にあります寄附金、2目1節の社会福祉費寄附金45万円は、旭銀座通りのマルシンかばん店の新行内正夫様からの寄附金です。45年間お店をやっていたということで、このたびお店を閉店することになりまして、その45年間にかけ45万円の寄附ということでございました。

次に、歳出について申し上げます。

17ページをお願いいたします。

一番下の欄にあります民生費、1目18節備品購入費45万円ですが、先ほど説明いたしました新行内正夫様からの寄附金でございます。機械器具費に充てるものでございます。新行内さんは、あさひ健康福祉センターに通っておりまして、寄附するに当たり、トレーニング機器を購入してほしいとのことでありましたので、寄附者の意向に沿って支出するものであります。なお、トレーニング機器の種類につきましては、トレーナー等と協議の上決定したいと考えております。

次に、18ページをお願いいたします。

2目の障害福祉費、20節扶助費、説明欄1の中重度心身障害者（児）医療費助成事業133万円ですが、17年度実績で対象者が55名であったために18年度は62名と推計して、事業費を494万1,000円と見込みましたが、4月から9月の半年間で人数103名、事業費で301万1,000円でした。冬場の医療費の伸びを勘案いたしまして、決算見込み額を627万1,000円と修正し、不足額133万円の補正をお願いするものであります。

次に、説明欄の2、重度心身障害者（児）医療費助成事業494万1,000円ですが、18年度の対象者を600名と推計し、事業費を9,124万8,000円と見込みましたが、やはり4月から9月

の半年間で人数は486名でしたが、事業費が4,617万7,000円でした。これは、保険法の改正によりまして、自己負担額がふえたために伸びたものと思われます。やはり冬場の医療費の伸びを勘案いたしまして、決算見込み額を9,618万9,000円と修正し、不足額494万1,000円の補正をお願いするものであります。なお、これにつきましては県から2分の1の補助がございます。

次に、説明欄の3ですが、身体障害者（児）補装具給付等事業690万6,000円ですが、給付金につきましては、18年度の対象者数を320名と推計し、事業費を1,685万7,000円と見込みました。

ストマー等が日常生活用具となったため、その分302万5,000円を差し引いて1,356万2,000円です。これは9月補正でお願いしているんですが、4月から9月の半年間で予定額も含めますと、事業費が1,575万5,000円となりまして、不足を生じておりますので、決算見込み額を1,985万4,000円と修正して、不足額629万2,000円の補正をお願いするものであります。なお、これにつきましては国から2分の1の補助がございます。

次に、助成金61万4,000円ですが、自己負担額の2分の1を市が助成するもので、事業費の増加に伴いましてあわせて補正するものであります。

続きまして、21ページをお願いいたします。

一番下の欄の4目保育所費、説明欄の2ですけれども保育所運営費、4の共済費108万7,000円は、産休代替保育士4名、調理員3名の社会保険料等が必要となったために計上するものです。なお、この共済費は、その上の欄の職員給与費の4の共済費マイナス180万4,000円と相殺となりますので、保育所全体としてはマイナスの71万7,000円となります。

次に、11の需用費170万円は、公立保育所15か所の燃料費でありまして、単価の高騰に加えて冬期の使用料の増加を見込みまして、補正をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、議案第1号につきまして、高齢者福祉課所管分の説明をさせていただきます。

まず、最初に12ページをお願いしたいと思います。

歳入の方ですが、一番上の民生費県補助金、2節老人福祉費県補助金ですね。これは、在宅介護支援センターの補助金の方が減額になりまして、今回628万1,000円の補正をさせていただくものです。減額の方ですが、1番の方の基幹型、これが改正前ですと基準額1,430万

円であったものが、地域型と同じ基準額に変わりまして330万円。2番の地域型の方ですが、改正前は277万5,000円でありましたのが、こちらは増額になりまして330万円ということで1番の方は825万円の減額、2番の方は196万9,000円の増額というふうになったものでございます。参考までに、地域型の委託先につきましては5か所委託してあります。

続きまして、その下の13ページの19諸収入です。

諸収入の1番、配食サービス利用収入220万5,000円の減額ですが、これは、地域支援事業の方に一般会計の方から本事業を全部振りかえるといったことに伴いまして、歳入の方も介護会計の方に振りかえるための減額です。

20ページをお願いします。

説明欄の1番の一番上です。在宅介護支援センター運営事業で262万5,000円。この増額は、先ほど地域型の基準額が増額になったことに伴いまして、1か所当たり52万5,000円の増の5か所分ということになります。

2番の配食サービス事業、これは先ほど申し上げましたとおり、本事業を地域支援事業、介護会計の方に振りかえますので全額減額になっています。

3番の家族介護用品給付事業、これも同様にして地域支援事業の方に振りかえるんですが、実は、議案第2号でご説明いたしますが、地域支援事業の枠という限度額というのがありまして、この事業で調整しまして実際は介護会計の方に761万円ここで減額しますが、当初予算、本事業が1,211万8,000円がありましたので、一般会計の方で450万8,000円の事業を行うということで、この事業につきましては、一般会計と介護会計と両方にまたがって実施するということになります。

続きまして、その下3目の介護保険費の説明欄2番ですね、介護保険事業特別会計繰出金216万円の増額ですが、同じように地域支援事業に伴う市の繰出金負担分ということになります。負担率につきましては、事業の種類によって若干違いますが12.5%と20.25%分を市の負担ということで繰り出すものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにありませんか。

健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、議案第1号の健康管理課所管にかかわる補足説明を申し上げます。

22ページでございます。

衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の2番の海上健康増進センター管理費の需用費157万5,000円の補正でございますけれども、実は健康増進センターの温水プールについて、そこは電力で加温をしているところでございますけれども、先月、その部分で故障がございまして、それについては熱交換器の修繕をして現在稼働しているところでございますけれども、その原因がさびが出ているということでございまして、場合によっては配管の修繕等が必要になることもあるということから、今回補正をお願いするということでございます。

次に、3目の母子保健費でございますけれども、乳幼児医療費助成事業でございまして、扶助費で360万の補正をお願いするところでございます。これにつきましては、市の事業といたしまして小学校就学前の乳幼児の医療費につきまして、2歳までについては通院、入院とも基本的に全額無料、3歳から就学前までは1週間以上の入院をした者について支援をしていたというところでございますけれども、千葉県の制度は、千葉県の2分の1の支援を受けて実施している制度でございますけれども、千葉県が8月から3歳以上の入院について、初日から対象にするということになりまして、旭市においてもその同じ条件で支援をしようということで8月から3歳以上、就学前までの入院について、初日からその支援の対象にするということから、1か月当たり60万円程度の不足が見込まれるということで、その半年分の360万円を今回補正をお願いしたいということでございます。

これにつきましては、2分の1が千葉県からの支援でございまして、12ページに衛生費県補助金ということで180万円の歳入も予定しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ほかに説明。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第1号中、保険年金課所管分につきまして補足説明申し上げます。

予算書の19ページの一番下をごらんください。

広域連合負担金についてでございますけれども、この関係につきましては、議案第8号でも上程してございますが、医療制度改革に伴いまして、平成20年度から現在の老人保健制度が後期高齢者医療制度に切りかわり、その主体となります実施者も各市町村から県下56市町村で構成する広域連合に移ることになっております。つきましては、その準備のための広域連合設立準備委員会がこの9月1日に発足し、それに従事する職員の人件費等が既にかかっております。また、来年1月からは正式に広域連合の設立を予定していることから、それら

の経費につきまして、市町村人口割75歳以上の高齢者人口割等で算定しました負担金を56市町村で分担すべく今回計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、議案第1号の30ページ、31ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは、小・中学校の管理費の主な内容についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、30ページでございますけれども、説明欄4番の小学校施設改修事業、12節役務費の手数料199万5,000円でございますが、これにつきましては、中央小学校、滝郷小学校、鶴巻小学校、この3校の耐震診断の判定協会への判定手数料でございます。それから、13節の委託料でございますけれども、1,386万2,000円でございますが、これも同じく中央小学校、滝郷小学校、鶴巻小学校、この3校の耐震補強工事とそれから大規模改造工事を19年度に実施していくために今回、実施設計の補正をお願いするものでございます。

なお、この委託費につきましては、9月に補正をさせていただきました18年度で前倒しをして工事を実施していく共和小を初めとする4小学校の実施設計費の不用額、これらを差し引いて計上をさせていただきました。それから、15節の工事請負費の校舎等改修工事457万9,000円でございますが、これにつきましては、矢指小のスロープ工事、それから鶴巻小の3階に洋式トイレの便座を設置するということと、それから三川小学校の特別支援教室が増ということになりますので、保健室の移動に伴います部分改修が必要となりますので、これらの3小学校の工事費を計上させていただいております。

続きまして、31ページの説明欄1の中学校施設改修事業703万7,000円でございますが、これは19年度に一中の教室棟の耐震補強工事を実施していくために18年度から実施設計の委託費ほかを計上させていただいております。それから、説明欄2でございますが、第二中学校の改築事業、13節の委託料3,364万5,000円でございますが、これは、体育館の改築に続きまして、19年度から北校舎と南校舎の改築工事を引き続き実施していくために、今回実施設計をするための委託費でございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、議案第1号について補足説明をさせていただきたい
と思います。

ページ数30ページ。説明欄でございますけれども、小学校保健管理費、需用費の部分で47
万9,000円と計上させていただきました。これは、今現在は小学生の全児童が防犯ブザーを
持っているんですけれども、これは新入学児童用の防犯ブザーということで予算を計上させ
ていただきました。

続きまして、15の工事請負費でございますが、今まで旭地区、飯岡地区につきましては、
すべて設置してあったわけですが、海上地区、干潟地区につきましては、未設置でござ
いました。当初は、海上地区1校、干潟地区1校ということで3年計画で進めておったわ
けですが、今回、児童の安全確保のためにも早急な設置がよろしいのかなと思いまし
て、補正で予算をいただければということで嚶鳴小学校、滝郷小学校、萬歳小学校、古城小
学校の追加分でございます。

続きまして、34ページ説明欄でございますけれども、第1学校給食センター、それから第
2学校給食センター、第3学校給食センターの分でございますが、実は10月6日の大雨洪水
警報発令におきまして被害が出たものが主な理由でございます。

第1給食センターにつきましては、防虫ガードやフィルターが歪曲しまして、一部破損し
ましたので、それを改修するためのものでございます。それから第2給食センターについま
しては、ルーフファンが強風により飛ばされまして、それを改修するものでございます。同
じく第3給食センターの方も壁等がやはりはがれまして、その修繕料ということで計上させ
ていただきました。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

14ページ、総務費の7の企画費、これについては所管の予算科目ではありませんが、企画
費の1、医療福祉・食・交流の郷づくり事業の中の委託料、大原幽学記念館映像音響ソフト
作成委託料、それと15の工事請負費、大原幽学記念館映像音響機器設置工事につきまして、
生涯学習課の所管でありますので、説明させていただきます。

まず、大原幽学記念館映像音響機器設置工事ですが、大原幽学記念館の入り口を入
りまして、正面にあります大型映像機器が故障しまして、修理を検討しましたが設置後10年
を経過しまして、部分修理も難しいことから今回県の補助事業によりまして、DVDの再生

機とモニターを新規に設置するものであります。それと、委託料の大原幽学記念館映像音響ソフト作成委託料につきましては、機器の新設に伴いまして、旧干潟町の説明用の画像ソフトを旭市に部分修正することとDVD対応のソフトとするものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） それでは、特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。

何かございませんでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 加瀬主幹が説明していただいた11ページ、身体障害者用の補装具負担金とありますが、車いす、補装具ですが、これは収入に関係なく補助金が、例えば補装具とかをやる場合に出るものなんですか。あとページごとでお願いします。

それと18ページですか、説明欄の1、中度心身障害者医療費助成金ですが、17年度が55名、18年度が62名。ですから、4月から9月まで103名と聞いたような気がするんですが、急にふえていますが、これはどういうことかちょっとお願いします。

それとあと22ページ、健康増進センターの管理費、これは本会議でも神子議員の方から質問があったと思うんですが、まだ建てて間もなくでこのような補修が発生したということはどういうことなのか、工事のやり方が悪かったのか、あるいは管理が悪かったのか、自然に消耗でなるものなのかお願いをします。

それと最後に30ページ、小学校施設改修事業ですか、説明欄の4、中央小、滝郷小、鶴巻小ということでございますが、この手数料ですが、手数料というのはこれはどういうことなのか、委託料の手数料ということでしょうか、この説明をお願いします。

以上です。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（加瀬恭史） まず、最初に補装具の関係でございますけれども、障害者自立支援法が去年制定されまして、この10月から施行されまして、購入しました補装具について1割負担ということになりましたので、収入に関係なく買ったものに対しての1割が負担になります。

それについて、自己負担分の残りを市が補助しまして、その2分の1が国から助成されるという制度です。ただし、補装具の自己負担分の10%ですけれども、その2分の1を市が独自で単独で補助しております。そういう制度でございます。

次に、中度の人数の増の理由ですけれども、この制度は、実は旧旭市の地区で実施しております、合併して間もないあれですが、海上地区、飯岡地区、干潟地区についてはこの制度がありませんでした。そんな関係で合併しましたので、そういう対象者の方にはご連絡をして広めているわけですが、それが徐々に広まった関係でちょっとここに来て急激にといえますか、そういう増があったものと推測しています。地区別にちょっと統計をとっておりませんので詳しいことはわかりませんが、そういうことで倍近い人数に増加しているという現状でございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、私の方から海上の健康増進センターのご質問にお答え申し上げます。ご案内のとおり、この増進センターにつきましては、平成14年度の事業で建設をしたものでございまして、利用は平成15年4月から利用をしているところでございますけれども、実は本年、昨年の暮れぐらいからどうもプールの温度が上がらないということがございまして、いろいろ調査をしていたんですけれども、どうやら少しかまえば直るということで、先月ぐらいまで来ていました。ところが、先月どうしても温度が上がらないということになりまして、業者等にチェックをしていただいたら、熱を交換するところの機械がだめだということでその辺の修繕をしたんですけれども、その基本的な要因と申しましょうか、それにつきましては、いろいろな配管の継ぎ手やバルブのところに使われている鉄がどうもさびて、それが循環して温めているんですけれども、それがストレーナーを通じて機械の中に入っちゃって機械がだめになったのではないのかというようなことがございます。

いろいろ設計業者あるいは施工業者等呼んでいろいろ話を聞いているんですけれども、いずれもその答え方としましては、最初からのメンテナンス、点検をまめにしていなかったのが原因ではないのかなというような答えでございすけれども、つくってまだ3年半ぐらいのところでございますので、現在は利用できていますけれども、今後のこともございますので、調査をしながら瑕疵担保等が適用できるものかどうかもうも範疇に入れながら、ちょっと施工業者あるいは設計者ともう少し詰めていきたいなということで、夏場の暖かい時期に場合によっては配管を解体しまして、中を確認する作業もしていければというようなことで予

定はしております。現在はちょうど寒い時期なもので、プールへ入るにも温かいところでない
と困りますから、現在ちょっと運転をしてそのままいって、夏の時期にちょっと点検をし
たいという考えを持っております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） それでは、30ページの4、小学校施設改修事業の12節の役務費の手
数料でございます。

これは、31ページの1の中学校施設改修事業の中にも役務費手数料78万8,000円がござい
ますが、これも考え方は全く同じでございます。30ページの方の役務費につきましては、先
ほど委員がおっしゃられましたように、中央小学校、滝郷小学校、鶴巻小学校、これらを耐
震補強工事を19年度から実施してまいります。それで、耐震補強工事を耐震診断に基づきま
して、補強する計算書というんでしょうか、一昨年から姉歯事件等でいろいろ皆様方もご承
知のように、耐震のための係数をコンマ7という、その数字まで引き上げるための工事を耐
震補強工事として実施するわけですが、その係数を計算していく中で、実施設計が間違いな
いかどうかというものを判定協会というところで、きちっとお墨つきをいただきませんと、
それらが国の交付金事業の中で認められませんので、その判定協会の方へ判定をお願いする、
そのための手数料でございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 木内委員よろしいですか。

木内委員。

○委員（木内欽市） それでは、身体障害者の補装具の負担金ですが、これが例えば今年、年
数のあれはあるんですか、制限。例えば、今年買ってすぐまた来年壊れてしまったという場
合には、対応になるんでしょうか。例えば、5年たたないとだめとか、そういうのがあるか
どうかお聞きします。

18ページの中度心身障害者、これは旧町にはなかったということで、急にふえたというこ
とですが、このようなことはほかにもたくさんあると思うんです。旧旭市で対応になっていた
ものが、今回合併によって町になかったものが対応になったと。合併メリットの一つです
が、一般の方がまだ知らないのがほかにもたくさんあると思いますので、そういった点での
啓蒙というんですか、こういうのは知らない人はもらえないというのが法律でしょうが、知
らない人にももうちょっと教えるような手当て、ほかにもいろいろありますので、そういっ

たことは考えていただけるのかどうか、ぜひいただきたいと思います。

それと22ページ、ボイラーの故障。通常ですと、我々家庭のボイラーが2年か3年で壊れたら業者に無料で直させますよね、交換とか。当然こういった問題が出てくると思うんですが、そのところぜひ詰めていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

それと、一番最後、手数料ですがちょっとわからなくて、仕事量とか難易度によって手数料が違ってくるんでしょうか。通常ですと手数料は、売買金額の何%とかと私どもは思っているんですが、小・中学校の改修費にしてみますと、消費税が込みか何かですか。約14.39%です、これをやると。中学校の方が12.6%なので、この手数料というのはどのようなもので金額が決まるのかお願いします。

○委員長（林 一雄） 木内委員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（加瀬恭史） ただいまの補装具の対応年数ですね、これはそれぞれ補装具によりまして決まっております、修繕の年数ですとか、交換ですね、買いかえといいますか、そういう年数が決まっております。ただし、中には子供さんが学校へ上がるために、成長とともに大きさを、通常大人と違いまして変えていかなくちゃならないという場合がありますので、そういう場合もございますが、一応の目安としては決まっております。

それと、中度の医療費の関係ですけれども、病院等で身障手帳を示しますと、その旨伝えてくれることにはなっておりますし、また広報等でも知らせてはいるんですが、今後ともなお一層の啓発に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） 木内委員の再質問にお答え申し上げます。

熱交換器でございますけれども、業者の仕様書等を見させていただくと、大体13年程度は使えるということになっておるんですけれども、それが3年ちょっとでだめになったということでございます。

その原因につきましては、先ほども申し上げましたように、配管の継ぎ手の部分のさびだとか、あるいはいろいろなバルブの部分の鉄の部分のさびが出て、その機械に入っているということが原因だろうということで、その機械そのものの性能を他の要因でだめにしていくということで、そのメーカーに保証を求めるのはどうかなということもございまして、場合によっては、配管をした工事、施工業者等々と話し合いをしなければならないのかなという気はしていますけれども、この契約の条項で設備等については、瑕疵期間が1年という

ことで、故意あるいは重大な過失があれば10年ということはございますけれども、そういったことを頭の中に入れながら調査をし、交渉をしていこうかというところでございます。

先ほど、私が申し上げましたように、来年の夏場に行きまして点検をすると申し上げましたけれども、今回の補正の部分につきましては、そこまでもたないで、例えば3月までの間でだめになったとしたときに対応できるような措置をお願いしたいというのが、今回のお願いでございますのでよろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） 庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） その手数料の積算根拠と申しましょうか、細かな単価的なものにつきましては、ちょっと今資料がございませんけれども、いずれにしても、建物の棟の数それから建物の大きさ、平米数ですね、これらが基準になりまして、それぞれ手数料の額が決まってくるということになります。

○委員長（林 一雄） 木内委員、どうでしょうか。

○委員（木内欽市） はい。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） ご苦労さまです。

20ページの配食サービス事業なんですけれども、これは今、市内で何件くらいあるのか、件数をちょっと教えてください。

それと、30ページのさっき学校教育課長が、新入学、ブザーと言いましたけれども、来年の予定者は何人くらいいるのか、それだけちょっと教えてください。

○委員長（林 一雄） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 配食サービスの利用状況ということで、11月末現在の数字でご報告申し上げます。

週に1食という方が29名、週に2食30名、週に3食27名、週に4食4人、それと週5食、月曜日から金曜日までが13名、合計で103人の方が利用されています。

以上です。

○委員長（林 一雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 来年度の新1年生の入学予定者は、680名ということで計上しております。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

○委員（景山岩三郎） はい。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について高齢者福祉課長より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、事前にお配りいたしました議案第2号、介護保険事業特別会計補正予算《資料》というのをご用意をお願いします。

先ほどの議案第1号でも申し上げましたが、この地域支援事業につきましては、それぞれ市町村によりまして限度額というのが設けられています。その限度額の設定の仕方ですが、今第3期介護保険事業計画を策定してありますけれども、それぞれその年度の総給付費が基本になりまして、例えば18年度、事業規模とありますけれども、地域支援事業は、その金額の2%以内で地域支援事業ができますよといったような、それぞれ年度ごとに数字が記載されております。そのような制限のもとに地域支援事業の枠が設けられるということになります。

中段から星印のところ、旭市の限度額ということで記載してございますが、18年度地域支援事業、全体で2,965万円。そのうち地域支援事業が2種類に分かれておりまして、介護予防事業とその下の包括的支援事業プラス任意事業というふうになっていますが、旭市の場合、まだ包括支援センターが立ち上がっていませんので、大きく分けると介護予防事業と任意事業、この2つに分けられます。

それぞれ0.5%以内で事業実施ができるわけですので、2,965万円。上の表の1.5%と下の0.5%は数字が食い違っているんですが、地域包括支援センターを設立しない期間につきましては、任意事業の事業規模は3分の1が限度ですというルールがありますので、0.5%以内。

財源構成ということで、予防事業の場合ですと、国、都道府県、市町村ということで、それぞれ右側の任意事業と率が違います。違う理由は、第2被保険者の31%分が任意事業の方にはありませんので、その分負担割合が変わってきます。具体的に申し上げますと、左側の介護予防事業は、介護会計の給付等の財源とまるっきり同じルールになります。任意事業の

場合には、2号被保険者の31%分の財源がありませんので、その31%分を第1号の19%という率は保険料ですから固定されていますので、その31%分をそれぞれ国と都道府県と市町村で持ち合うということになります。

割合としましては、その残りの分の半分が国、それから4分の1ずつが県と市町村といったような割合になります。そういうことで、財源の内訳が決まっております。これは後に出てきます陳情の方で、また国の方の負担割合を25%から上げ50%にするというような陳情がありますので、そのときもこれを参考に使えるかと思います。

それでは、そういったような地域支援事業の枠が決まっているという中で、今回の介護保険の補正予算につきましては、先ほども配食事業ですとか、紙おむつの事業を一般会計の方から介護会計の方に振り分けたという話をさせていただきましたが、一般会計で実施する場合には、全額市の単独事業ということになりますので、いわゆる先ほどの国、都道府県、市町村交付金等の財源が使えないということになりますので、なるべく旭市にとって有利な運用をということで、一般会計の方からこの地域支援事業の方に組みかえるという内容がこの補正の内容になっております。

歳出の方でお話をさせていただきますが、9ページの方をお願いします。

中段から下の表ですが、5款地域支援事業費ということで、1番目の介護予防特定高齢者施策事業、それから2番目の介護予防一般高齢者施策事業、この2つが先ほどの表の左側の介護予防事業の財源の方になる事業です。右側の説明欄を見ていただきますと、高齢者筋力向上トレーニング事業、これは社会福祉課で実施している事業ですが、この事業と配食サービス事業、これが減額になっています。この理由としましては、この介護予防事業の場合、対象者が特定高齢者ということで絞られます。したがって、本会議の補足説明のときに申し上げましたが、住民健康診断等の中で特定高齢者を把握していくことになるんですが、当初予算で見込んでいました特定高齢者よりも、その数が、この事業に参加している人たちの特定高齢者の割合が非常に少なかったというようなことから、この科目での事業実施ができなくなりまして、これを介護予防事業から下の方の介護予防一般高齢者施策事業の方に筋トレの方は変えています。

配食サービス事業の方につきましては、対象者分の事業費だけを残しまして、実は今回520万7,000円を減額していますが、当初予算から比較しますと270万6,000円ほど残ります。対象者分につきましては、この事業で実施をして、減額した分を次のページの10ページの方の任意事業の方にそれぞれ配食サービス事業ということで持ってきています。非常にわかり

づらい説明ではあると思うんですが、任意事業の場合には、市町村が独自に介護予防施策等、地域で暮らすために必要だというふうに判断した事業については、対象になるということで、結構縛りが緩やかなものですから、こちらの方で限度額いっぱいまで事業を実施して、不足分については、先ほどおむつの方で一般会計と介護会計の方で調整をして、限度額いっぱいまでこの地域支援事業を有効に活用するといったような補正の内容になっています。

最後に、3番目の成年後見制度利用支援事業、これ6万円ほどですが、これは新規事業ということで、旭市に該当者が1名発生しましたので、今回補正をお願いするといったものになります。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課長の説明は終わりました。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時12分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（林 一雄） 引き続き、議案の審査を行います。

議案第2号について質疑がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について保険年金課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第8号、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議につきまして、補足説明を申し上げます。

本案につきましては、本会議でも補足説明を申し上げているところでございますが、現在、各市町村ごとに行っております老人保健制度が、平成20年度からは県下全市町村で広域連合を構成して効率よく運営する後期高齢者医療制度に切りかわることになりました。つきましては、都道府県単位で行うこの事業に関しまして、その組織づくりに必要な広域連合を設置するための規約の制定が必要となり、来年1月からの準備期間も含め協議するものでございます。

本案につきましては、県下全56市町村がこの12月定例会で上程し、年内に知事への設立認可のための申請を行うことを目指しております。規約の内容について要約いたしますと、第1条から第3条まででは、組織の名称は千葉県後期高齢者医療広域連合で、県下全市町村が加入し、千葉県全域が範囲ということでございます。第4条から第6条まででは、広域連合が行う業務は、総合的な計画の策定を初め、被保険者の資格の管理、医療給付、保険料の賦課、保健事業等であり、その事務所を千葉市内に置くということでございます。

第7条から第10条まででは、広域連合議員の資格は市町村議会議員で、県下各市町村1名ずつの選出になるということでございます。その選出方法でございますが、各市町村議会で行っております選挙方式となりますが、旭市における選出は来年の3月定例会でお願いする予定となっております。

また、広域連合議員としての初議会は19年度に入ってからで、年に3回ないし4回程度。千葉市内の会場で行うこととなります。なお、初議会においては、議長、副議長各1名の選挙が予定されております。

第11条から第14条まででは、広域連合に連合長、副連合長、会計管理者、連合職員を置き、広域連合長は、県下全市町村長の中から選挙により決められるということでございます。第15条から第17条まででは、選挙管理委員会委員4名と監査委員2名の設置及び重要事項を審議するための協議会の設置が規定されております。第18条は、広域連合経費の支弁方法の規定であり、第19条は規則への委任規定でございます。

続きまして、附則の規定についてご説明いたします。この規約は来年1月1日からの施行となりますが、会計管理者の設置は来年の4月1日から。第4条における広域連合が処理する事務については、平成20年4月1日からの施行となります。また、経過措置として、第4条の広域連合が処理する事務については、本稼働は平成20年度となりますが、その前日までは準備行為を行うものとしております。なお、広域連合長の最初の選挙会場は、千葉県自治会館内ということでございます。

以上で、第8号の補足説明を終わります。

○委員長（林 一雄） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について環境課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

○環境課長（小長谷 博） 本会議で申し上げたほかには特にございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号中の所管事項について環境課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、環境課の方から専決処分についての補正予算でございますけれども、8ページをお開きいただきたいと思います。

4款2項2目11節の説明1、塵芥処理施設運営費の修繕料でございますけれども、これは粗大ごみ処理施設の爆発事故復旧修繕費ということでございます。既に仮復旧工事等、建屋の外壁等トタン工事については、既に11月2日に復旧工事を終了してございます。今後、本復旧工事ということで、約885万7,000円ほど今後執行する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 環境課の説明は終わりました。

議案第13号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第13号中の所管事項の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 一雄） これより討論を省略し議案の採決を行います。

議案第1号、平成18年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議案第8号、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第13号は承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(林 一雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時報告をしてください。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(横山秀喜) それでは、9月の定例議会における文教福祉常任委員会とのときの景山委員さんからの質問で、地域介護福祉空間整備交付金の施設ごとの補助金の額がわからなかったら教えていただきたいという質問でございました。

その時点では、まだ補正予算成立前というようなこともあり、市町村の補助金の配分につきましては、市町村長の権限というようなことで回答を申し上げられませんでした。

今回、額が決定しましたのでご報告申し上げます。

東風会、これは特別養護老人ホーム16人の建築ですが、これに対して2,078万7,000円。愛仁会、恵天堂です。これはグループホーム1ユニットの建設ですが、779万5,000円。旭福祉会、これは介護予防拠点整備の補助金です。750万円。

以上でございます。

○委員長(林 一雄) ほかに報告はございませんでしょうか。

庶務課長。

○庶務課長(在田 豊) それでは、二中の学校施設の整備計画につきましてご説明をさせていただきますと思います。

18年度の前倒しによりまして、体育館の改築につきましては、18年度の事業として実施をしていくということで、現在実施設計のまとめにちょうど至る状況になっております。それで、議会の皆様方の方からも体育館を建設していく中で、校舎の関係につきましても、考慮しながら体育館を建設していったらいいだろうというようなご意見もちょうだいしております。

すので、校舎の改築の部分についてどうするのかということに對しまして、市長以下と検討を重ねたところでございます。

その結果、体育館の建設に引き続いて、北校舎、南校舎それぞれ19年度から校舎の改築に入った方がいいだろうという結論に至りましたので、今回、この図面をお示しさせていただきましたように、配置等、体育館の方は決定をさせていただいたものでございます。

この配置計画を決めるに当たりまして、まず生徒それから先生方、これらがもっとも施設の中で動きやすく使いやすく、そういうような配置はどういうような形でもっていったらいいのか、そしてまた先生方には施設を管理しやすい、そういう学校施設というものはどういう配置がいいのか、そしてまたこれも重要な部分でございますが、工事期間中、生徒の学習面、それから安全面、そういう部分で最も影響が少ない、そういうようなことも十分配慮していく中でどういう配置がいいのか、これらを検討させていただいたところでございます。

そして、もう一つ建設に当たりまして、まずプレハブの校舎を建てないで、建設していける方法はどういうことがあるのかということで考えました。それで現在の校舎それから体育館、それらを壊して、壊したところへ建ててまた次に引っ越して壊して建ててというその繰り返しをやっていく方法と、それから現在、皆様方にお示しをさせていただきました図面にございますように、全く西側の野球場と陸上のトラック、グラウンド、そういう部分をつぶすことになるわけなんです、そこへ建てていく方法と二通りの方法を十二分に検討をさせていただきました。それで、壊して建てての繰り返しをやっていきますと、どうしても6年間ぐらい工事期間を必要とする、そういう工事にならざるを得ないということになります。

それから、西側のグラウンド部分へ全部建てて、立て終わった後に引っ越して、あいたところを壊してグラウンドにきちっとまた整備し直すという方法ですと、3年間で工事がすべて終了できるというようなことでございますので、このたびこういう配置のもとに西側の今の野球場の外野の部分になるんでしょうか、ここへ体育館を建てまして、その体育館の南側へ校舎を建てていくという方法をもって整備をしていきたいということに決定をさせていただきましたので、ご報告を申し上げます。

それから、この中でまず体育館の方につきましては、先ほど申し上げましたように、実施設計がそろそろ完了する、そういう状況になりましたものですから、具体的な図面をお示しできるんですが、まだ校舎の方は実施設計がこれからでございますので、この配置図という部分だけでご了承いただきたいんですが、この体育館につきましては、鉄筋コンクリート、

一部屋根、棟の部分ですね、この部分は鉄骨づくりになりますが、1,800平米を予定してございます。それで、工事期間をこれから入札を行いまして18年、19年このほぼ1年数か月の中で建設をしていく予定でございます。

それから校舎につきましては、来年度19年度、20年度で建設をしていく予定でございます。これらは鉄筋コンクリートの3階建てということで、総平米数が5,250平米ということで考えております。そして、これらの校舎等全部建ち終わりましたら、今度、今、入っております校舎、体育館含めましてすべて解体をして、そこへこの図にございますようにグラウンドを整備していくということで、その期間が21年度ということで、21年度末にはすべて工事が完了すると、そういう予定で進めたいと思いますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに所管事項の報告は。

環境課長。

○環境課長（小長谷 博） それでは、環境課の方からごみの指定袋の件についてご報告申し上げます。

ただいま、指定袋が不足しておりまして、住民の皆様大変ご迷惑をおかけしております。これは、石油の高騰による影響で委託業者と12月2日に契約変更を行ったために起きているものでございますけれども、業者によりますと全国の自治体400余りと契約を結んでおりまして、このような事態がほかの自治体にも影響を及んでいるということでございます。先日も業者を呼んで指導をして、とにかく優先的に製造し入荷するよう強く求めておきましたけれども、そのかいあって今はペースも上がり、めどが大分ついてまいりましたので、今後住民の方々にご不便をかけないよう努力していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに報告はございませんでしょうか。

庶務課長。

○庶務課長（在田 豊） すみません、先ほど説明が足りませんで申しわけございませんでした。

野球場と陸上のトラックのところをつぶして工事に入るわけでございますので、その部活を含めまして、いろいろと学校側の方と協議をさせていただいております。それで、学校側の方では、陸上の練習につきましては一中の方のご理解をいただいて、一中の陸上トラック

で一中、二中合同の部活の練習をするということで、ご了解をいただいております。

それから野球でございますが、この野球部につきましては、スポーツの森公園、市営球場の方で最大限その配慮をしていただいて、そこで平日等練習をさせていただくということで、今、調整をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

ありがとうございました。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

どうでしょうか。よろしいですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 遅くなりまして申しわけございませんでした。

それでは、私の方から去る7月4日に海上支所で発生をいたしました転落事故の中学生のその後の経過についてご報告をさせていただきたいと思っております。

おかげさまで、夏休みには頭蓋骨を戻す手術も無事成功いたしまして、順調に回復をしております。そして、9月26日には、旭中央病院から千葉リハビリテーションセンターで治療を受けるために学校籍も県立の袖ヶ浦養護学校に移しまして、リハビリに励みました。リハビリは順調に進みまして、日常生活上もほとんど影響がない状態に回復してまいりました。

その後、本人の自宅へ帰りたいという強い希望から11月1日付で学校籍を海上中学校に戻しまして、学校と旭中央病院、そして千葉リハビリテーションセンター等が相互に連絡を取り合いまして、その結果、週2回旭中央病院に通院をするということで、現在リハビリを続けております。

現在は、母親が毎日学校への送り迎えを行いまして、元気に海上中学校へ登校しております。そして、友達の名前もかなり思い出して、会話も通じるようになってまいりました。さらに、学習能力や語学能力に多少事故の影響が残っておりまして、現在は特別支援学級に通級しながら進学を目指して学習面でのリハビリを続けている状況でございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 遅くなって申しわけありません。

生涯学習課の方からお知らせといいますか、連絡といいますか、したいと思います。

平成19年の成人式につきまして、平成19年1月7日の日曜日ですが、午前10時より東総文化会館で挙行いたしますのでよろしくお願いしたいと思います。

なお、本年度の成人者につきましては、市内外を含めまして11月30日現在ではありますが、857名の成人者であります。

以上であります。

○委員長（林 一雄） ただいまの海上中学校の転落事故と今の成人式について何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

ここで、課長さんの入れかえを行いますので、休憩をいたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の審査

○委員長（林 一雄） 続いて陳情4件の審査を行います。

去る2月6日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第9号、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等国への意見書採択を求める陳情について、陳情第10号、障害者の福祉・医療サービス利用料の「応益（定率）負担」を見直すよう国への意見書の提出を求める陳情について、陳情第11号、介護保険制度改善・拡充のため国への意見書採択を求める陳情について、陳情第12号、「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書採択を求める陳情についての4件であります。

これより付託陳情の審査を行います。

初めに、陳情第9号について審査を行います。

陳情第9号について、保険年金課から参考意見がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、陳情第9号、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等国への意見書採択を求める陳情について、保険年金課所管の陳情項目の2番と3番についてご説明申し上げます。

まず、2番目の高齢者の患者負担をこれ以上増やさないことという項目についてでございますけれども、現在70歳以上の高齢者の患者負担は現役並み所得者で3割、それ以外の人で1割となっております。しかし、平成20年4月に創設される新たな高齢者医療制度では、70歳から74歳の患者負担を現在の1割から2割に引き上げ、75歳以上については現役並み所得者が3割、それ以外の人で1割としております。これは決定してございます。

3番目のリハビリの日数制限を撤廃し、個々の患者の必要性に応じて行うことということでございますけれども、これにつきましては、診療報酬の改定によりまして、平成18年4月からリハビリ治療に係る保険適用の日数が制限されております。脳血管疾患は180日、心疾患は150日などと90日から最長180日の日数制限が設定されております。なお、この制限でございますけれども、例外規定がございまして、例えば言葉を失った失語症なんかにつきましては、例外規定が最長180日というような日数にとらわれないというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、私の方から一番の高齢者が地域で安心して療養できる施設やベッドをなくさないことということに関しまして、療養病床の再編等のことも参考に説明をさせていただきたいと思っております。

政府が示した療養病床再編策を受け、社会保障審議会、介護給付費分科会のもとに介護施設等のあり方に関する委員会が設置され、9月に初会合を開いております。この委員会での内容を参考に申し上げたいと思っております。

療養病床とは、長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床で、数につきましては、この陳情書にあるとおりでございます。提供されるサービスは実質的に同じです。また、現在の利用状況を見ますと、必ずしも医療サービスを必要としない方も利用されているのが実態で、医師による直接医療提供頻度では、医療療養病床では48.8%、介護療養病床

では50.1%がほとんど必要なしとなっています。このようなことから、高齢者の状態に即した適切なサービスの提供、医療保険や介護保険の財源の効率的な活用、医師、看護師など限られた人材の効率的な活用の観点から再編が必要になっています。

費用の面では、一人当たり1か月の費用、医療療養病床では約49万円、介護療養病床では約41万円、老人保健施設約31万円、特別養護老人ホーム約29万円で、医療病床より介護施設の方が費用が低いし負担割合も低いといったような状況です。

そこで、国民の健康と医療のあり方に矛盾せず、かつ医療費の適正化につながる生活習慣病の予防と入院期間の短縮を再編の政策としています。入院期間の短縮の具体的方策が療養病床の転換となり、急性期医療への人材、財源の重点的投入を実現するとしています。

再編成に関しては、療養病床が全部廃止されるのではなく、医療サービスの必要性の高い方を対象とした医療療養病床は存続され、老人保健施設やケアハウスへ転換を進めることになります。再編の効果として、高齢者の状態にふさわしいサービスの提供となり、医療の必要性が低い高齢者には老健施設や居宅系サービス、在宅などで適切な介護サービスを提供することにより、粗く見積もると全体で約3,000億円の給付費の削減が期待され、急性期医療への人材の重点的投入が実現し、さらに看護職員の引き上げ等により、医療療養病床の医療の質も向上されるとしています。再編を円滑に進めるためには細かく対応するとされ、医療機関がそのまま患者さんの受け皿として老人保健施設などに転換できるよう、転換支援を講じ、医療提供体制施設整備交付金や平成20年度からの転換費用の助成を実施していくとしています。

旭市は、日本経済新聞の行政サービス調査では、高齢者が暮らしやすい自治体はどこかという視点で、高齢者1,000人当たりの特別養護老人ホームの転院数、グループホームの転院数、デイサービス総転院数、病院、診療所の病床数、介護保険料、国民健康保険税、独自の福祉サービスの7項目を集計し、70点満点で数値化し、ランキングした結果、首都圏の中で18位、千葉県の中では1位と報道され、施設、病床数は充足している状況です。

施設等の基盤整備については、18年度に特別養護老人ホーム16床、グループホーム9名、19年度に特別養護老人ホーム29床が整備予定となっていますので、さらに充実されると思います。また、介護療養病床としての施設は市内にはありません。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 保険年金課と高齢者福祉課の説明は終わりました。

それでは、陳情第9号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらばお願いをいたします。

いかがでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 不採択。

国がこういう形で一たん決まったやつですので、私は本市議会としては、文教福祉常任委員会としては、これには反対でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第9号の審査を終わります。

続いて、陳情第10号について審査に入ります。社会福祉課から参考意見がありましたらばお願いをいたします。

社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（加瀬恭史） 障害者自立支援法に基づく福祉医療サービスの利用料の応益負担を見直すことということでございますが、ご案内のように昨年にこの法律が制定されて、この10月から本格施行ということで、利用料については1割負担ということがうたわれております。そのために、ここにありますように1割負担が今まで応能負担ということで、税額によってされていたものが1割になってふえてしまったという。あるいは食事等の負担がふえているということでございますが、実際には、そういうふうに施行されたんですが、利用者の数がそれで激減したとかそういったことはございませんで、むしろふえている状況でございます。それと、政府としましてもこのまま1年経過しておりますので、障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策についてということで、今年の11月30日に政府の方に申し入れているものがございます。それは、自由民主党の政務調査会、社会保障制度調査会、障害者福祉委員会、こういったところから出されておまして、今後もその見直しを図っていくと。その柱となっておりますのが、利用料負担のさらなる軽減ということで、上限などは決めてあるんですけれども、さらなる軽減をお願いしたいというものを申し入れています。

2番目としまして、事業者に対する激変緩和の措置ということで、事業者の方がこれではやっていけないよというような訴えがございますので、それに対する緩和措置をとってくれということです。また、3番目としまして、新たなサービスへの移行等のための緊急的な経過措置ということで、市町村の方に移った事業もございますので、そのためにできなくなるサービスがあってはいけないので、そのための緊急的な経過措置をとってくれと、この3つ

を申し入れまして、改善を行っていくということでございますので、今後こういったことで国としましても、これでよしということではなくて、改善をさらに進めていくものと思われます。そういうような状況で、現在は進んでおりますので、国としましても経過を見まして、新しい法律でございますので、それに対する処置をとっているということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課の説明は終わりました。

それでは、陳情第10号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 自立支援法はいろいろ問題が出ていますけれども、それに対して政府の方でいろいろな改善策等もありますので、この陳情を拒否いたします。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかに。

木内委員。

○委員（木内欽市） 伊藤委員の意見に賛成です。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第10号の審査を終わります。

続いて、陳情第11号について審査に入ります。

高齢者福祉課から参考意見がありましたらお願いをいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 11号ですが、介護保険制度改善・拡充のため国への意見書採択を求める陳情。陳情項目ですが、地域支援事業の国の負担率を25から50に上げるよう意見書ということですが、実はこの陳情書は、3月の定例議会の方で陳情がされていまして、このときは介護保険制度の改善を求める陳情書で、陳情項目が2点ほどありました。そのうちの一点目がまるっきり同内容であります。今回の内容と同じでございます。

このときの審査経過ですが、3月に文教福祉の方で決定したのが継続審査、本会議でも継続審査ということで決定しています。6月の方で不採択ということの結果になっているよう

でございます。

今回、中身につきましては特に申し上げることはございません。よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課の説明は終わりました。

それでは、陳情第11号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。ございませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 趣旨は理解すべきところがあるかと思いますが、今現在やはり無理かなと。こう私は思います。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第11号の審査を終わります。

続いて陳情第12号について審査に入ります。

担当課から参考意見がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、保険年金課から参考意見を申し上げたいと思います。

まず、医療につきましては、高齢者の患者負担の引き上げや療養病床の削減をもって改悪といっておりますけれども、医療費は年々増加しており、この施策は改悪だとは言い切るわけにはいかないものがあるということでございます。

次に、年金についてでございますけれども、厚生年金、共済年金、国民年金ともその原資となる掛け金が年々引き上げていくにもかかわらず、給付水準においては頭打ちあるいは引き下げということで、確かに受給者側の立場で見ますと、不公平さはございますけれども、少子高齢化で受給対象者が年々ふえていく一方で、反対に加入対象者が年々減少していく状況をかんがみますと、ある程度の妥協は仕方がない段階に来ているように思われるものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 陳情項目の1番目に介護ということで、これも一連の改正を改悪だというような表現でいっております。指しているのは、去年の10月からの例の食費居住費を介護保険の対象から外したことですとか、先ほどの陳情項目にありました地域支援事

業の国の負担、これが25%に下がっているといったようなことを指していると思われます。

以上です。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（加瀬恭史） 陳情項目1の障害者福祉、生活保護について申し上げます。

障害者福祉につきましては、先ほどの支援法の関係で部分的には負担がふえたという点を言っているのではないかと思います。地域でその人らしく暮らすというようなことで、施設から地域に出て暮らすというようにいい面もございますので、一概に改悪とは言いがたいかなという面もございます。

続いて、生活保護でございますけれども、生活保護につきましては、今年までに3年間で高齢者につけておりました高齢者加算、それを廃止したということがございますけれども、その背景には生活保護費でいただくお金が年金でもらう人よりも額が高いというような逆ざやといたしますか、そういうことがございまして、今まで掛け金を掛けてきてもらうお金よりも生活保護者のお金の方が高いというのはいかなものかというような意見もございまして、見直しをされた経緯がございます。

今後予想されますのは、母子加算が段階的に削減されるということが報道されております。あるいは500万円以上の資産を所有している場合には、貸し付けるというような形で既に生活保護ではないというような取り扱いが今後されるだろうという報道がありまして、その一連のものを改悪といっているかと思っておりますけれども、社会の情勢等から見て、ほかの年金等で暮らしている方との均衡を考えての処置と考えておりますので、一概に改悪とは考えられないのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（林 一雄） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、税務課からは、陳情項目の2の各種所得控除の改悪や消費税率引き上げなど庶民大増税を行わないことについて申し上げます。

本日の新聞に与党税調の報告が掲載されておりましたが、その中では地方にかかわるような増税というような内容のものは見当たらないようでございます。いずれにいたしましても、19年度税制改正につきましては、今後国会において議論される問題でありますので、税務課からは、参考までに定率減税の廃止や各種所得控除の見直しによる市税への影響額、それから地方消費税の収入額について申し上げます。

税制改正による平成18年度市税の影響額ですが、定率減税2分の1縮小による増加分は1

億6,930万円。65歳以上の方の非課税制度の段階的廃止や老年者控除の廃止による増加分は730万円となっております。

また、消費税については、地方消費税交付金として平成17年度決算で6億4,891万1,000円が旭市に入っております。

以上です。

○委員長（林 一雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、陳情第12号について審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。何かお願いします。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） この4つの陳情を見ますと、今まで全部政府でほとんど決めたものなんですね。それで、低所得者といういわゆる80万円を超さない方々、また夫婦で500万円以上の方というような形で防護策というのはとられているわけですので、あえてまたここで新しく陳情する必要はないと思います。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 同様意見になろうかと思いますが、やはり団塊の世代が一斉に退職をしてお少子高齢化、労働人口も減るわけですから、やはり今回のこの改正も決して改悪ではないと私もそう思います。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第12号の審査を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。大変にご苦労さまでございました。

委員の方はしばらくそのままお待ちください。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 零時 4分

○委員長（林 一雄） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（林 一雄） これより討論を省略し採決を行います。

陳情第9号、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等国への意見書採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第10号、障害者の福祉・医療サービス利用料の「応益（定率）負担」を見直すよう国へ意見書の提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第11号、介護保険制度改善・拡充のため国への意見書採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第12号、「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立なし)

○委員長(林 一雄) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(林 一雄) 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 7分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 一 雄